

## 公 募 公 告

次のとおり公告します。

- 1 公募に付する事項  
E T C カードの利用に関する契約
- 2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項
  - (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 外務省から指名停止を受けている期間中でないこと。
  - (4) 令和7・8・9年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」「B」「C」「D」何れかの等級に格付けされた競争参加資格を有すること。
- 3 公募説明会  
説明会は行わない。仕様書等で質問がある方は、令和8年2月24日（火）午後5時までに、  
4 (1) の連絡先まで問い合わせること。
- 4 応募申込書の提出期限及び場所  
参加を希望する者は、別紙仕様書の内容を確認の上、仕様を満たす場合には、提出期限までに申込書等必要書類を以下宛てに提出すること。
  - (1) 提出先  
〒100-8919  
東京都千代田区霞が関二丁目2番1号  
外務省大臣官房会計課管理室（北庁舎2F217号室）担当：薄井  
電話：03-3580-3311（内線3621）
  - (2) 提出期限  
令和8年2月25日（水）午後3時まで（郵送の場合は必着を確認のこと）
  - (3) 受付時間  
平日9：30から12：30、13：30から17：00まで
  - (4) 提出書類  
応募申込書、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し、業務履行保証書
- 5 契約者の決定
  - (1) 申込者が1者の場合  
当省の仕様に合致している場合は、即時決定する。
  - (2) 申込者が2者以上の場合  
抽選により1者に決定する。

以上公告する。

令和8年1月19日

外務省大臣官房会計課長 菅原 清行

## 仕 様 書

1 期 間： 令和8年4月1日～令和9年3月31日

(但し、令和8年度予算成立を条件とする。)

2 特殊な技術及び設備の条件：

- (1) 発注者の所有する47台の車両を対象として、47枚の発注者名義のETCカードを発行出来ること。
- (2) クレジットカードを発行しないETCカードとすること。
- (3) ETCカードは、高速道路各社の指定する道路において使用できること。
- (4) 発注者はETCカード使用により生じた利用料金をカード会社に支払うものとする。
- (5) 利用料金を1か月分とりまとめ請求書により請求できること。
- (6) 車両毎に利用明細の発行が可能であること。
- (7) 令和9年3月分の請求書は、令和9年4月20日までに発行できること。
- (8) 入会手続きにかかる費用及び年会費は無料であること。

以 上

# 応募申込書

令和 年 月 日

外務省大臣官房会計課長 殿

住 所

会社名

(団体名)

代表者氏名

当社は、外務省が行うＥＴＣカード利用に関する契約についての契約先となることを希望します。

以 上

# 業務履行保証書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
外務省大臣官房会計課長 殿

住 所

会 社 名  
(団体名)  
代表者氏名

当社は、外務省が行う E T C カード利用に関する契約について、仕様書に記載されたとおり業務を遂行することを保証します。

以 上